

【名取市税よもやまばなし・第 34 回】

今回は、【ペダル付原動機付自転車】のお話です。

タックス君： こないだ、街中でナンバープレートを付けた自転車が走っていたよ。あれも電動キックボードの仲間なのかなあ。

税子さん： それはもしかしたら「ペダル付原動機付自転車」と呼ばれるものかも知れないわね。11 月から、モーターのみで走行ができたり、電動アシスト付き自転車のアシスト基準を超えたりしたものは「自転車」ではなく「バイク」として扱うことになったの。最高速度が時速 20km 以下など、特定小型原付としての要件を満たしていれば電動キックボードの仲間と言えるかもね。

タックス君： 電動アシスト付き自転車と違って、自分でペダルを漕がなくても走行できるものなどのことを言うんだね。

税子さん： そのとおりよ。「バイク」として扱うことに伴って、運転する人には運転免許証、ヘルメットの着用、ナンバープレートの取付などが必要になるわ。軽自動車税もかかることになるわね。

タックス君： それじゃあ、友達も似たような自転車を持っていたからナンバープレート取り付けたか確認してみるよ！

税子さん： 今利用している人も、これから購入する人も、運転している自転車が「電動アシスト付き自転車」か「ペダル付原動機付自転車」か、改めて確認が必要ね。

名取市 HP の URL

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/27018.html>



名取市総務部税務課市民税係

電話 022-724-7114